

平成 29 年度事業報告

自 平成 29 年 4 月 1 日

至 平成 30 年 3 月 1 日

公益社団法人広島県バス協会

I 事業概況

平成 29 年度の県下の乗合バス事業は、一部の高速バスを除いてほぼ前年並か僅かながら前年を上回っているが、少子高齢化問題と運転者人材不足等により、全体では依然として厳しい経営環境にある。貸切バス事業では、平成 26 年の新運賃・料金制度導入以降運賃・料金の適正収受は定着しつつあり、収支面での改善は図られてきているが、一方で、実働率は、運賃・料金引上げの影響や運転者不足もあって回復していない。運転者不足の問題は深刻の度を増しており、乗合バス事業、貸切バス事業ともに喫緊の課題となっている。

事故防止対策では、軽井沢スキーバス事故を受けた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に基づき、国土交通省が着手した各種安全対策に関する情報の提供を行うとともに、貸切バス適正化実施機関(中国貸切バス適正化センター)が実施する巡回指導に伴う負担金の徴収や巡回指導への対応方法等について、説明会を開催して周知を図った。

また、平成 30 年 1 月に広島市内で発生したバス同士の衝突事故については、臨時の事故防止対策委員会を開催し、事故原因の究明と事故防止対策について検討を行った。この他、事故防止対策委員会では、平成 29 年度の重点取組み事項である、「車内事故防止対策」「健康起因による事故防止対策」「右左折時の一旦停止の励行」について、具体的な取組みを協議した。

バス路線の再編では、広島市の地域公共交通再編実施計画が認定され、具体的な取組として実行する段階に入ってきた。今後も順次再編計画を取りまとめて実施していくことが重要となる。

訪日外国人対策では、「Visit Hiroshima Tourist Pass」が県内の行政機関やインバウンド関係の団体から高い評価を受けており、今ではインバウンド対策の重要なツールの一つとして認知されている。販売実績も対前年約 5 割増と新規需要の掘り起こしに繋がっており、引き続き外国人旅行者が安心して利用できるフリーチケットとして定着するよう取組む。

広島県バス協会はこうした状況の中、平成 29 年度事業計画に基づき、安全輸送体制の確保に関する事業、バス輸送施設改善推進事業、バス利用促進及び活性化対策事業、環境対策推進事業などバス事業の経営上重要な課題について積極的に取組んだ。

その他 主な報告事項は下記のとおりである。

1. 輸送実績（運輸動向調査結果：実績は暦年ベースとした）

(1) 「乗合バス」

- 1) 一般路線バスは、これまで前年を下回る実績で推移していたが、平成 29 年は前年を僅かに上回った。年間を通して前年を超える利用があったことは、乗合バス業界にとっては明るい兆しであり、引き続きバスの利用促進策の充実を図る必要がある。

	年	輸 送 人 員 (人)												
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	累計
乗合 4社	29	6,318,177	5,830,101	6,662,000	7,343,075	6,734,797	6,712,227	6,798,565	6,691,743	6,791,232	7,055,846	6,459,093	6,368,028	79,764,884
	28	6,220,453	5,814,648	6,522,251	7,194,375	6,591,582	6,740,940	6,806,530	6,581,598	6,788,557	6,886,342	6,442,076	6,386,268	78,975,620
	前年比	101.6%	100.3%	102.1%	102.1%	102.2%	99.6%	99.9%	101.7%	100.0%	102.5%	100.3%	99.7%	101.0%

- 2) 高速バスでは、東京便は平成 29 年から本格運行を始めた路線を加えたことで対前年比が 8.1%増加しているが、2 路線以外は殆どの月で前年を下回っており、実質的には対前年比約 96%となっている。

大阪便も昨年の 88.7%より若干増えてはいるが全体的には漸減傾向にある。陰陽連絡便は平成 28 年の対前年 95.6%に続き前年割れとなっている。

四国便は平成 25 年以降ほぼ同じ水準で推移している。

	年	輸 送 人 員 (人)												
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	累計
東京・横浜 5路線	29	4,882	4,585	7,273	4,388	5,222	4,123	4,344	8,113	5,500	4,688	4,755	5,045	62,918
	28	4,094	3,070	5,089	4,636	4,375	2,930	4,214	8,307	5,613	5,288	4,995	5,594	58,205
	前年比	119.2%	149.3%	142.9%	94.7%	119.4%	140.7%	103.1%	97.7%	98.0%	88.7%	95.2%	90.2%	108.1%
大阪 4路線	29	13,990	12,553	20,865	14,560	17,067	13,812	13,986	20,925	16,738	13,801	13,870	14,885	187,052
	28	15,577	14,672	20,164	15,653	17,747	13,567	15,465	21,902	17,926	16,377	14,931	16,834	200,815
	前年比	89.8%	85.6%	103.5%	93.0%	96.2%	101.8%	90.4%	95.5%	93.4%	84.3%	92.9%	88.4%	93.1%
陰陽 5路線	29	49,474	40,764	53,468	44,830	48,863	56,821	48,721	65,240	50,090	52,577	53,465	48,963	613,276
	28	50,885	48,228	57,081	49,174	53,400	47,088	49,845	66,114	51,277	50,823	47,599	50,752	622,266
	前年比	97.2%	84.5%	93.7%	91.2%	91.5%	120.7%	97.7%	98.7%	97.7%	103.5%	112.3%	96.5%	98.6%
四国 6路線	29	27,726	24,114	33,716	28,582	36,445	27,230	27,319	40,286	29,866	30,748	29,843	29,917	365,792
	28	28,433	25,304	33,528	29,146	33,585	25,277	27,011	39,367	29,640	30,740	28,365	29,443	359,839
	前年比	97.5%	95.3%	100.6%	98.1%	108.5%	107.7%	101.1%	102.3%	100.8%	100.0%	105.2%	101.6%	101.7%

(2) 「貸切バス」

- 貸切バスは、昨年延续了対前年を下回っている。新運賃・料金制度による増収効果もあるが、実働率の対前年割れが続くと、収支面で影響が出ることが懸念される。

	年	輸 送 人 員 (人)												
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	累計
貸切 4社	29	31,421	35,672	53,889	75,556	99,459	74,420	51,720	47,400	63,082	95,031	83,394	43,128	754,172
	28	26,939	36,887	51,404	76,820	84,534	72,637	53,812	56,158	68,271	102,431	89,590	46,392	765,875
	前年比	116.6%	96.7%	104.8%	98.4%	117.7%	102.5%	96.1%	84.4%	92.4%	92.8%	93.1%	93.0%	98.5%

2. 運輸事業振興助成交付金

広島県の平成 29 年度の交付実績額は 50,978 千円で、前年度（51,282 千円）と比べて 304 千円の減となった。

運輸事業振興助成交付金の使途については、交付金運用委員会専門部会で事業計画を策定し、交付金運用委員会の承認を得て実施している。内容としては乗合事業では、サービス向上対策の一環として、バスマップ・乗車券等の制作・バス停留所の上屋・標識の整備、バスロケ広報、低公害車購入助成等に活用し、貸切事業では、車内配布物や乗降用ステップ等の購入、ドライブレコーダー購入助成、適正化センターの負担金助成等に活用した。また、両事業共通では、適性診断・運行管理者指導講習受講、S A Sスクリーニング検査助成等の事故防止対策関係に活用した。

II. 事業別事業概要報告

『公益目的事業』

1. 安全輸送体制の確保に関する事業

広島県バス協会では、平成 29 年度中国管内統一事故防止対策重点実施事項である「車内事故防止対策の徹底」「健康起因による事故防止対策の徹底」「右左折時の一旦停止の励行」について取組んだ。

こうしたなか、広島県下における平成 29 年 1 月から 12 月までのバスが絡む死傷事故件数は 19 件（前年 27 件(70.3%)）で、死者 0 名(0.0%)、負傷者 16 名（前年 34 名(47.1%)）となっている。このうち、バスが第一当事者となる事故件数は 13 件（前年 18 件(72.2%)）で、死者 0 名(0.0%)、負傷者 11 名（前年 15 名(73.3%)）となっている。このうち、車内事故は 5 件発生(重傷 5 名)しており、第一当事者件数の 38%を占めている。

また、健康に起因すると思われる事故も 5 件発生し、そのうち 1 件は追突事故を惹起している。引き続き国土交通省、日本バス協会等からの指導通達等を参考に健康診断の活用等の実効ある取組みが必要である。(数値は広島運輸支局事故防資料より)

(1) 事故防止・安全対策関係

1) 軽井沢貸切バス事故関連

平成 28 年 1 月 15 日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を受け、国土交通省に設置された軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において、同年 6 月 3 日に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」として 85 項目がとりまとめられ、全ての項目が実施を完了した。

このうち、法令違反の早期是正、不適格者の排除等では、平成 29 年 4 月 1 日より事業許可の更新

制が導入され、安全投資計画、事業収支見積書の審査や代表者への法令試験が義務づけられた。

また、監査機能の強化と自主的改善の促進を目的とした適正化実施機関の設置については、平成 29 年 4 月 17 日に一般社団法人として設立され、5 月 30 日に貸切旅客自動車運送適正化機関として中国運輸局の指定を受けた。その後、諮問委員会の審議を経て運輸局から負担金額の認可をうけ、8 月 24 日より巡回指導が開始された。平成 29 年度の巡回指導件数は 88 件で、平成 32 年度からは中国管内全ての営業所(428 営業所)を年 1 回実施することになっている。

2) 広島市内でのバス同士の衝突事故について

平成 30 年 1 月 31 日に広島市内で発生したバス同士の衝突事故について、広島県警察本部交通部長から「交通事故防止対策の徹底について(依頼)」の指導文書が発出されたことを受けて、2 月 7 日に広島県警及び広島運輸支局の担当官を招いて緊急の事故防止対策委員会を開催した。会議では事故当時の状況報告やドライブレコーダーの映像を視聴し、事故原因の究明と事故防止対策の具体的な取組等について検討を行い、今後の対策として「具体的な事故防止対策申し合わせ事項」を取りまとめ、2 月 21 日に広島県警交通部長と広島運輸支局長に報告書を提出した。

3) 事業用自動車総合安全プラン 2020

平成 29 年 6 月に国土交通省が策定した「事業用自動車総合安全プラン 2020」に基づき、日本バス協会では 9 月に「バス事業の総合安全プラン 2020」を策定し、

- ◇平成 32 年までに交通事故死者数をゼロにする。
- ◇平成 32 年までに人身事故を 1,100 件以下にする。
- ◇飲酒運転をゼロにする。

ことを目標に掲げた。

また、中国運輸局が主催する中国地域事業用自動車安全対策会議では、

- ◇死者数ゼロ。
- ◇人身事故を 50 件以下。
- ◇飲酒運転ゼロ。

を目標としており、広島県バス協会としては、これらの目標達成に向けて事故防止対策委員会等を通じて各種事故防止対策に取り組んだ。

4) 車内事故関係

① 添乗調査

平成 25 年 11 月から県内乗合バス事業者 13 社を対象に始めた添乗調査を 5 月と 10 月に実施し、事故防止対策委員会でその調査結果を検証した。

その結果、依然として発車時の着席確認や高齢者への着席誘導、注意喚起の車内アナウンスが不十分であり、マイクの使用やドライブレコーダーを活用した指導をするなど発車時の車内事故ゼロを目指して取り組んだ。

② 高齢者を対象にしたバスの乗り方教室

平成 29 年 6 月 2 日と 10 月 4 日に広島県からの依頼で、広島市において、日本自動車連盟広島支部の自動ブレーキ等を搭載した先進安全自動車の紹介とともに、バス車内での転倒事故防止などを目的として、高齢者を対象にした「バスの乗り方教室」を実施した。

5) 健康起因関係

近年、事業用自動車の運転者が疾病により運転を継続できなくなる事案の発生件数が増加しており、その中でも多いのは脳血管疾患で、事業用自動車の運転者に対する脳血管疾患対策が課題となっている。このような状況にあって、国土交通省では「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」を策定し、脳ドックの受診や治療の必要性について周知を図るとともに、事業者による自主的なスクリ

ーニング検査の導入を促している。こうした中、広島県内では徐々に脳ドックを運転者に受診させる事業者が増えてきている。

6) 右左折時等の事故防止対策

- ① 左折時の一旦停止については、これまでの取組もあって管理者側の意識は高まってきているが、まだ運転者まで十分に浸透しきれておらず、一旦停止ができていない車両が数多く見受けられる。過去に起きた死亡事故を教訓に管理者と運転者が一丸となって事故防止対策に取り組む必要がある。右折時についても実効性のある取組となるよう課題整理を行っていく必要がある。
- ② 本年1月に起きたバス同士の事故に関連して、事故原因の検証と具体的な事故防止対策を検討し、交差点内の速度抑制、横断歩道に歩行者を認めた場合の一旦停止の厳守ほかについて、申し合わせを行った。

7) 安全性評価認定取得支援

平成29年度の県下の認定状況は、34社(31.5%)622両(51.1%)が認定を取得しており、このうち12社295両は最高位の三つ星を取得し、2社41両が二つ星を取得している。(広島県に本社を置く事業者の広島県分の車両数)

平成30年3月9日には日本バス協会から講師を招聘して安全性評価認定制度の説明会を開催し、42社63人の参加があった。平成29年度から実施された貸切バス更新制度では、安全性評価認定事業者には、一定のインセンティブが付与されており、引き続き安全性評価認定取得の支援を行っていききたい。

広島県バス協会では安全性評価認定制度をバスの安全性を示す一つの指標として、貸切バス利用者に対して広く周知を図るため、ホームページに「お客様の安全・安心のために」のバナーを掲出して、貸切バスを選ぶ際に注意すべき事項を掲載し、そのなかで本制度の概要及び認定取得事業者が確認できるような情報を公開している。

8) 事故防止に関するツールの制作

国土交通省や日本バス協会などが策定している事故防止に関するマニュアルを指導・監督に関するものをまとめた「マニュアル集1」と、健康管理に関するものをまとめた「マニュアル集2」を作成し、乗合バス・貸切バス全社全営業所に配布した。

(2) 事故防止に関する講習等に対する助成

1) 運転者の適性診断の受診

安全運転に必要なドライバーの心理・生理の特性を科学的に測定し、測定結果に基づく運転者の運転特性等について、助言・指導を適確に行う、国の指定機関が実施する適性診断の受診に対して助成した。

2) 運行管理者のための一般及び基礎講習の受講

運行管理者は国の指定機関が実施する運行管理者講習を受けることが義務付けられており、関係法令の知識・運行管理の基礎知識等を習得し安全運行に資することを目的として、当該講習(一般・基礎)の受講に対して助成した。また、運行管理者試験の受験資格となる基礎講習の受講に対しても助成した。その他全ての事業者に取り組むことが義務付けられている運輸安全マネジメントに関する講習の受講につい

ても助成した。

3) 運行管理者及び運転者の安全運転研修の受講

バス乗務員の運転技術の向上と事故防止を図るため、運行管理者またはバス乗務員がクレフィール湖東交通安全研修所等が実施する教習を受講することに対して助成した。

4) 睡眠時無呼吸症候群（S A S）スクリーニング検査の一部助成

睡眠時無呼吸症候群（S A S）に起因する居眠り運転や漫然運転による事故の防止を図るため、会員事業者がバス乗務員に対して、専門検査機関による睡眠時無呼吸症候群（S A S）スクリーニング検査を受診することに対して助成した。

5) 適正化実施機関負担金の一部助成

中国貸切バス適正化センターが実施する巡回指導に係る負担金の一部を助成した。

(3) 事故防止キャンペーンの展開

1) 交通安全運動及び年末年始の輸送に関する安全総点検への参画

広島県、広島県警本部及び中国運輸局が実施する交通安全運動・年末年始の安全総点検に参画し、県下バス事業者へ期間中の行動目標等の周知をおこなった。

2. バス輸送施設改善推進事業

広島県から交付される「運輸事業振興助成交付金」を活用して、県下の「バス停留所上屋の整備」「バス停留所標識の整備」「案内板の整備」等を実施した。

◇助成実績	バス停上屋の整備	3件
	バス停留所標識の整備	10件 64本
	案内板の整備	1件 2枚

3. バス利用促進及び活性化対策事業

(1) バス路線活性化の取組について

1) 広島都市圏バス活性化(バス路線再編)について

平成29年1月13日に「広島市地域公共交通網形成計画」が公表され、具体的なバス路線再編を伴う公共交通ネットワーク構築について検討が進められていたが、平成30年2月19日に広島市から中国運輸局に広島市地域公共交通再編実施計画が申請され、3月28日に認定された。当面は市内循環線が先行して実施されるが、今後、網形成計画に基づき、湾岸線・北部方面等の再編計画がまとまり次第、順次再編実施計画の変更認定が申請される予定となっている。

2) 広島市内中心部におけるバス停集約の社会実験の概要

広島市内の八丁堀・紙屋町では、同一名称のバス停が分散していることから、バス利用者にとって分かりづらく不便であるため、広島市と協力して平成29年9月19日から11月30日までの間、既存の立町と八丁堀（あおぞら銀行前）バス停を八丁堀バス停に集約してストレート型バス停とし、併せて、廃止した立町バス停を貨物集配車の荷さばき場（昼間）とタクシーベイ（夜間）として活用する社会実験を行った。

この社会実験では、利用者の反応と一般交通に与える影響等についてアンケート

調査を行い、バス利用者からは特に不便との意見はなく、一般交通についても渋滞等の目立った影響はなかった。今後、本格実施に向けて広島市と連携して取組む予定である。

(2) 公共交通移動活発化（乗換改善）について

平成 24 年度から広島県が取組んでいる「公共交通移動活発化検討会（公共交通乗換改善）」と連携して、多様な公共交通機関の乗換を改善することにより、公共交通機関の利便性・速達性を向上させて新規交通需要を創出するため、平成 29 年度は以下の取組みを行った。

「具体的取組内容」

1) 乗換検索と公共交通を活用したスマホフォトロゲイニングの実施

平成 29 年 9 月 10 日に開催された第 19 回バスまつりの会場をゴール地点とするスマホフォトロゲイニング（のりものフォトログin広島）を開催した。4 回目を迎える今回のロゲイニングでは、広島市郊外の人気の洋菓子店などの協力を得てロゲイニングのチェックポイントとして設定するなど、これまでとはひと味違う趣向で企画した。

2) 地域住民による利用促進の検討（モビリティマネジメントの実施）

昨年引き続き、広島都市圏で昭和 50 年代に造成され、急速に高齢化が進んだ団地の地域住民（あさひが丘連合自治会）と、中国運輸局・関係バス事業者が連携して、潜在需要の掘り起こしに効果的な情報提供やアンケート調査などを行い、併せて近隣の安佐動物園公園とタイアップした利用促進イベントを実施した。

その結果、こうした取組が、地域住民自らが公共交通の維持・発展に積極的に関与していく必要があるとの意識が高まることが確認できたことから、今後、こうした取組を他団地等へも展開していくことを検討したい。

3) 情報発信の取組み

観光客が公共交通を利用するうえで、各輸送モード間の乗換や乗り継ぎ場所が分かりにくいことによる心理的な負担の解消を図るとともに、新規需要の掘り起こしに繋がるような効果的な発信方法を検討した。

具体的には呉高等専門学校の協力により、大久野島・竹原の観光地を公共交通で巡るテストツアーを実施し、SNSの活用等などの効果的な情報発信の可能性を検討した。

4) バスロケ活用の検討

昨年度に引き続き、学識経験者、行政機関、バス事業者で構成されるワーキングを開催し、平成 29 年度はさらなる利用促進のため、広島東洋カープなどの在広スポーツ球団のロゴ入りノベルティを活用した広報の実施や、バスロケ表示器のデモ機貸出による表示器のエリア拡大等について検討を進めた。

表示器のエリア拡大については、呉市役所に平成 30 年 7 月までデモ機を設置して効果検証を行っており、今後、行政機関や商業施設も含めた設置効果が期待できる箇所へのデモ機の設置について働き掛けを行い、バスロケ表示器の拡大を進めていきたい。

(3) 広島ピースパス及び「Visit Hiroshima Tourist Pass(訪日外国人観光客周遊乗車券)」の発売について

平成29年度の広島ピースパスの販売実績は、12,086枚(大人11,537枚、子供549枚)で、対前年比406枚減の96.7%となっている。一方、訪日外国人向けのVisit Hiroshima Tourist Passの販売実績も、Small・Wideの合計が18,096枚で対前年比151.8%と大幅に伸びている。ただ、空港リムジン付きのチケットは、販売価格が単品ずつの購入より高いこともあって伸び悩んでおり、今後、単価の見直しも含めて販売促進策を検討する必要がある。

「Visit Hiroshima Tourist Pass」は、今では、国・県などが進めるインバウンド対策の重要なツールの一つとして定着しており、今後も行政機関などが行う海外での現地プロモーション活動やその他の広報活動などで、これからも需要の伸びが大いに期待できる。

(4) P A S P Yの機能向上の取組みについて

平成29年度の補助事業であるICカードの機能向上では、平成30年3月17日から「全国相互利用カード(10カード)の片利用」のサービスを開始した。併せて、一部路線で「乗継割引」の運賃制度を導入し、利便性の向上を図った。なお、今後は乗継割引の対象路線を増やすとともに、「共通定期化」についても準備ができた路線から順次実施していくこととしている。

(5) 乗合バスの生産性の向上について

中山間地域を中心とした国庫補助路線の維持・確保に関して、国土交通省から要請のあった「生産性向上に向けた検討・実施」の方策の一つとして、「貨客混載」の可能性及び効果等について検討を進めるため、平成30年2月5日にトラック業界とバス業界関係者による意見交換会を実施した。

議題としては、都市部と郊外を結ぶ路線バスに宅配(小口)荷物等を積載して輸送し、バスの起点・終点で集荷配達車両と荷物の受け渡しをすることにより「バス路線の生産性向上」と「物流の効率化」を図ることの可能性について検討したが、物流業界では既に幹線と集配のネットワークが構築されており、実現するには調整すべき課題が多くあることがわかった。

ただ、一部のバス路線については、試験的な取組の可能性もあり、引き続き関係事業者間による協議ができるよう調整を進めていきたい。

(6) 高速バス・貸切バスのバリアフリー法適用について

日本バス協会では、国土交通省の要請を受けてバリアフリー対策の推進について検討を進めているところであり、広島県バス協会にも障害者団体から高速バスへの優先席の設置や介助者がいない車椅子障害者が高速バスを利用できる環境整備等について要望があった。広島県バス協会としては、日本バス協会の対応と連携して、可能な範囲でこうした要望に適切に対応するよう、関係各社と調整を図っていきたい。

(7) バギー型車椅子の対応について

平成29年9月に開催された事故防止対策委員会で、外観・形状がよく似ているバ

ギーカーとベビーカーの違いについて、各バス会社への情報展開の必要性と取扱方針の統一化について検討を行った。その結果、情報展開については、違いを説明したDVDを県内乗合バス事業者へ配布し、バギーカーに対する扱いは車椅子と同様とすることを申し合わせ、各社乗務員への周知を図った。

(8) 「幸せのハート型つり革バス」の運行について

公共交通であるバスの利用促進策の一つとして、バス利用者に「つり革が付いたバスを探してみよう」とか「見つけたらうれしい気持ちになれる」などの『遊び心』を通じてバスに興味を持っていただくこと目的として、広島都市圏バス事業者 8社の路線バスの内、各社1台だけに「ハート型のつり革」を取り付け、期間限定(平成29年12月1日～平成30年3月31日)で運行する取組を展開したが、好評につき4月以降は県東部6社も含めた広島県全県で通年で取組むことになった。

この取組は、プレス発表を行った直後からメディアの反応が良く、業界のイメージアップにも繋がった。

(9) 広島駅新幹線口交通案内所の開設について

平成29年7月に開設した「広島駅新幹線口交通案内所」では、英会話のできるスタッフを配置して訪日外国人への対応をするほか、広島駅新幹線口及び周辺のバスのりばを発着するバスの運行情報や観光情報を提供しており、平成30年3月末までに約87,000人(340人/日)の利用があった。また、併設されている切符売場では、高速バス・リムジンバスなどの各種バス乗車券の販売や、ICカード(PASPY)チャージ機が設置されており、交通案内所との一体的運用で利用者の利便性向上に努めている。

4. 環境対策推進事業

地球温暖化対策の一環として環境に優しいバスの導入にあたっての助成及び関係機関と連携した環境対策推進キャンペーン等に取り組んだ。

◇助成実績 ハイブリッドバス購入助成 5台
環境対応型貸切バス購入助成 15台

5. 関係機関との連携・要望活動

内閣府および島根県防災部原子力安全対策課・鳥取県危機管理局原子力安全対策課から中国5県の各県バス協会に対して、中国電力株式会社島根原子力発電所の事故等による原子力災害発生時において、周辺住民避難のための緊急輸送の協力要請があり、運転者の安全確保対策及び損害が発生した場合の補償等について内容を検討したところ、現在の情勢下において取り得る対策は講じられているとの判断の下、平成29年4月17日付けで中国5県の各県バス協会と連名で契約を締結した。

その他下記の取組を行った。

- ◇ 広島県空港振興協議会と空港民営化を協議する活性化部会と連携。
- ◇ 広島県観光キャンペーン(広島県の観光情報発信、旅行商品の開発促進等)
- ◇ 国、県、市、県警、NEXCO西日本及び自動車事故対策機構等の各種委員会、協議会、会議、事業等への参画及び連絡調整

6. 施設の管理業務（広島駅新幹線口バス乗降場予約管理システム）について

当該事業は、平成 28 年 4 月から広島駅新幹線口を利用する貸切バス利用者の安全性の確保・利便性の向上及び混雑の解消を目的として、JR西日本、広島市、バス協会の三者で構成する「広島駅新幹線口広場バス乗降場管理運営協議会」の委託を受けて開始した。これまで利用各社のご理解とご協力により大きなトラブルもなく順調に運営することができており、引き続き駅構内の混雑解消と周辺道路の交通渋滞緩和に努めていきたい。

なお、平成 29 年度の利用実績は、21,667 件（対前年比 102.9%）であった。

『その他事業（会員のための事業）』

1. 理事会・総会・各委員会等

(1) 定時会員総会

1) 第 41 回定時会員総会（平成 29 年 6 月 20 日）

「定時会員総会議決案件」

- 第 1 号議案 平成 29 年度事業報告について
- 第 2 号議案 平成 29 年度決算報告について
- 第 3 号議案 会費徴収規程(案) について
- 第 4 号議案 理事・監事の選任並びに会長候補者の推薦について

「報告事項」

- 1. 平成 29 年度事業計画及び収支予算について
- 2. 新規・退会会員について

(2) 理事会

1) 第 116 回理事会（平成 29 年 5 月 24 日）

「定時会員総会議決案件」

- 第 1 号議案 平成 28 年度事業報告について
- 第 2 号議案 平成 28 年度決算報告について
- 第 3 号議案 会費徴収規程(案) について
- 第 4 号議案 理事及び監事の選任並びに会長候補者の推薦について
- 第 5 号議案 (一社)中国貸切バス適正化センターへの融資について

「理事会議決案件」

- 第 6 号議案 新規加入申込みについて
- 第 7 号議案 定時総会の開催について

「報告事項」

- (1) 代表理事及び業務執行理事の報告事項 (28.10 ~ 29.5)について
- (2) 今後のスケジュール
- (3) その他

2) 臨時理事会（平成 29 年 6 月 20 日）

「理事会議決案件」

- 第 1 号議案 理事及び監事の選任並びに会長候補者の推薦について
(5 月 24 日理事会以降の候補者変更分)

3) 臨時理事会（平成 29 年 6 月 20 日）

「理事会議決案件」

- 第 1 号議案 会長、副会長、専務理事の選任について

4) 第 117 回理事会（平成 29 年 10 月 16 日）

「理事会承認議案」

- 第 1 号議案 経理規程の改正(案)について
- 第 2 号議案 財産管理規程の改正(案)について

「報告事項」

1. 代表理事及び業務執行理事の報告事項（29.5～29.10）について
2. 今後のスケジュール
3. その他

5) 第118回理事会（平成30年1月22日）

「理事会承認議案」

- 第1号議案 新規会員入会審査について
- 第2号議案 国際スポーツ大会「FISE HIROSHIMA 2018」への対応について

「報告事項」

1. 業務・情勢報告（29.10～30.1）について
2. 今後のスケジュール
3. その他

6) 第119回理事会（平成30年3月27日）

「理事会承認議案」

- 第1号議案 平成29年度決算見込について
- 第2号議案 平成30年度事業計画(案)について
- 第3号議案 平成30年度予算(案)について
- 第4号議案 職員の昇給及び昇任・昇格について

「報告事項」

1. 業務・情勢報告（30.1～30.3）について
2. 今後のスケジュール
3. その他

(3) 正副会長会議

○開催なし

(4) 各種委員会等

1) 乗合委員会

○開催なし

(5) 事故防止対策委員会

1) 定例(平成29年9月6日)

- ① 最近の主なバス事故の概要について
- ② 「平成29年秋の全国交通安全運動」の実施について
- ③ 中国バス協会事故防止対策委員会専門部会の報告について
- ④ 平成29年度総会（第55回）の開催概要について
- ⑤ 平成29年度事故防止対策重点実施事項の取組状況について
- ⑥ 添乗調査について
- ⑦ 貸切バス事業者向け点呼等実施内容見学会について
- ⑧ 事故報告について

2) 定例(平成29年12月7日)

- ① 最近の主なバス事故の概要について
- ② 平成29年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検について

- ③ 中国バス協会事故防止対策委員会専門部会の報告について
 - ④ 平成29年度事故防止対策重点実施事項の取組状況について
 - ・ 添乗調査について
 - ・ 添乗調査結果を基にした指導について
 - ・ ドライブレコーダーを活用した指導について
 - ・ 平成29年度に取組むべき事項について
 - ⑤ 貸切バス事業者向け点呼等実施内容見学会について
 - ⑥ 右事故報告について
 - ⑦ 高速バス等のバリアフリー対応について
- 3) 臨時(平成30年2月7日)
- ① 事故概要報告
 - ② ドライブレコーダーの映像視聴
 - ③ 事故原因の分析と事故防止対策のとりまとめ
- 4) 定例(平成30年3月29日)
- ① 広島県内のバスの事故発生状況の推移 他
 - ② 「平成30年春の全国交通安全運動」の実施について
 - ③ 中国バス協会事故防止対策委員会専門部会の報告について
 - ④ 平成30年度中国管内統一事故防止対策重点実施事項の取組について
 - ⑤ 事故報告について

(6) 貸切バス運営委員会

○開催なし

(7) 貸切バス事業部会(平成29年6月20日)

軽井沢スキーバス事故対策検討委員会で取りまとめられた、「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」について、中国運輸局から以下について資料に基づき説明があった。

- ①総合的な対策(抜粋)について
- ②貸切バス事業許可更新制について
- ③安全投資計画及び事業収支見積書の審査について
- ④適正化事業について

(8) 運輸事業振興助成交付金運用委員会(平成29年5月22日)

伊藤委員長(広島工業大学教授)ほか4名の委員により下記の議題について審議いただき承認された。

- ①平成28年度運輸事業振興助成交付金実績について
- ②平成29年度運輸事業振興助成交付金事業計画について
- ③運輸事業振興助成交付金各種助成事業交付要綱(案)について

(9) 環境対策委員会

○開催なし

(10) 技術委員会

○開催なし

(11) 労務委員会

○開催なし

(12) 広島駅北口再整備に関する特別検討委員会

○開催なし

(13) 広島駅南口再整備に関する特別検討委員会

○開催なし

(14) 乗合バスサービス向上運動協議会(平成 29 年 8 月 21 日)

① 乗合バス「サービス向上運動」の実施について

② 優良乗務員の表彰について

③ バスの日(9月20日)の行事予定について

④ バス運転者確保等に向けた取組について

⑤ 要望について

⑥ 苦情について

(15) バスマつり実行委員会

○開催なし

2. 日本バス協会、中国バス協会との連携等

(1) 日本バス協会の総会、事業者大会、役員会及び各種委員会への参画

総会、運営委員会、理事会、各種委員会(各委員の方が出席)等に出席して情報収集を行い、必要に応じて情報の展開や会議を開催する等の対応を行った。

(2) 中国バス協会の総会、役員会及び各種委員会の運営

広島県バス協会では、中国バス協会の業務を受託しており、総会、理事会、専務理事会、事故防止対策委員会の開催ほか、バス要覧の編集・発行、労務情報等の各種資料の作成・提供を行った。

3. 情報提供活動

(1) ホームページにおいて、日本バス協会、行政機関等からの通達・指導文書等の他、会員各社の各種情報をほぼリアルタイムで更新し、会員及び利用者への情報提供のツールとして活用できるよう管理している。

(2) 「バス協会だより(月報)」の発行

・毎月末に日本バス協会、行政機関等からの通達・指導文書等の他、各種情報を書面で全会員あて発送している。

(3) メールマガジン(ネット)による各種法令、通達、道路交通規制及び労務・統計資料等の情報提供

・毎月3回5日15日25日に各種情報をメールにて配信。25年度から重大事故に関する情報も掲載。

Ⅲ 会 員

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

普通会員	110(108)	() は昨年度
賛助会員	5(5)	

Ⅳ 役 員

会 長	1 人
副会長	3 人
専務理事	1 人
理 事	11 人 (会長、副会長、専務理事を含む)
監 事	2 人

Ⅴ 会員保有車両数(平成 29 年 12 月末現在)

乗 合	1,812 両(1,844)
貸 切	1,218 両(1,200)
特 定	60 両 (73)
計	3,099 両(3,117)

Ⅵ 関係機関に対する要請活動

- ・ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 41 号)に基づく地域公共交通再編事業の実現に向けての支援要請
平成 29 年 9 月 3 日 自由民主党広島県支部連合会会長
平成 29 年 11 月 25 日 公明党広島県本部代表
- ・ 広島高速道路の通行料金の割引率拡充について
平成 30 年 2 月 1 日 広島県知事
平成 30 年 2 月 1 日 広島市長
平成 30 年 2 月 2 日 広島高速道路公社理事長

Ⅶ 表 彰

- ・ 中国運輸局自動車関係功労者表彰 (平成 29 年 6 月 1 日) … 4 社 10 名
- ・ 広島運輸支局自動車関係功労者表彰 (平成 29 年 11 月 1 日) … 3 社 4 名
- ・ 広島運輸支局運行管理者表彰 (平成 29 年 11 月 1 日) … 1 社 1 名
- ・ 優良乗務員広島県バス協会長表彰 (平成 29 年 12 月 4 日) … 8 社 25 名
- ・ 優良運転者日本バス協会長表彰 (平成 29 年 12 月 4 日) … 5 社 10 名

平成 29 年度事業報告においては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 34 条に定める「事業報告の内容を補足する重要な事項」に該当するものはない。